

## 燕市ペット霊園の設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、燕市ペット霊園の設置等に関する条例(平成24年燕市条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 条例第5条第1項の規定による協議(以下「事前協議」という。)は、第5条第1項の各号に掲げる書類をもって行うものとする。ただし、市長が必要でないと認める場合は、当該書類の一部を省略することができるものとする。

2 事前協議は、前項の規定により提出された書類等の内容を踏まえ、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) ペット霊園の永続性の確保に関する事項
- (2) 他の法令等による許可等に関する事項
- (3) 公衆衛生その他公共の福祉の見地から市長が必要と認める事項

(説明会の開催)

第3条 条例第6条第1項の規定による説明会(以下「説明会」という。)は、次に掲げる近隣住民等に対し、開催するものとする。

- (1) 申請地に隣接する土地(道路、水路、鉄道その他の公共の用に供する施設を挟んで接する土地を除く。以下同じ。)の所有者及び使用者
- (2) 申請地及び申請地に隣接する土地が存する自治会の代表者
- (3) 申請地の境界から50メートル未満の人家の所有者及び使用者並びに病院、学校、保育園、社会福祉施設その他の公共的な施設の所有者及び経営者
- (4) その他ペット霊園の設置により影響を及ぼすおそれがあると市長が認める者

2 条例第4条第1項の規定によりペット霊園の設置等の許可を受けようとする者(以下「申請予定者」という。)は、説明会を開催しようとするとき

は、あらかじめ開催の周知を行うほか、近隣住民等の意向に十分に配慮しなければならない。

3 申請予定者は、説明会において次に掲げる事項について説明しなければならない。

- (1) 申請予定者の名称、所在地等
  - (2) ペット霊園の所在地、規模及び構造等
  - (3) ペット霊園の管理方法
  - (4) ペット霊園の造成又は建設に係る工事方法、期間及び安全対策
  - (5) 周辺的生活環境及び景観等の対策
  - (6) その他市長が必要と認める事項
- (説明会等の報告)

第4条 条例第6条第3項の規定による報告は、当該説明会並びに協議の出席者のうち2人以上の署名がなされた会議録その他市長が必要と認める書類により行うものとする。

(設置許可の申請)

第5条 条例第7条第1項に規定する規則で定める申請書は、様式第1号によるものとし、正副2通にそれぞれ次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) ペット霊園の所在地及び付近の略図
- (2) ペット霊園の所在地の更正図及び敷地の図面
- (3) ペット霊園の所在地の登記事項証明書
- (4) ペット霊園の利用計画図
- (5) ペット霊園の維持管理計画書
- (6) 焼却施設を設置(焼却施設の増設を含む。)しようとする場合は、焼却施設仕様書
- (7) ペット霊園の設置について、他の法令等により許認可等を必要とする場合は、それら許認可等の写し
- (8) 申請地の隣接地の所有者、使用者及び自治会の代表者のペット霊園設置の同意書。ただし、この同意書を添付できない場合は、その理由書

(9) 申請者が法人の場合は、次に掲げる書類

ア 法人の登記事項証明書

イ 定款等の写し

ウ 許可申請に関して意思決定をした旨を証する書類

(10) ペット霊園の造成又は建設を行う場合は、事業計画書、資金計画書、収支予算書及び墳墓等管理規則

(11) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、必要に応じて前項各号に掲げる書類について申請予定者から直接説明を求めることができる。

(変更許可の申請)

第6条 条例第7条第2項に規定する規則で定める申請書は、様式第2号によるものとし、正副2通にそれぞれ変更に係る前条第1項各号に掲げる書類及び図面を添えて提出しなければならない。

(設置許可書等の交付)

第7条 市長は、条例第7条第1項の申請に係る設置の許可をした場合、又は条例第7条第2項の申請に係る変更の許可をした場合は、様式第3号の許可書を交付する。

(工事完了の届出)

第8条 条例第10条第1項に規定する規則で定める届出書は、様式第4号によるものとする。

(工事完了検査済証の交付)

第9条 条例第10条第2項の規定による通知は、様式第5号によるものとする。

(地位の承継)

第10条 条例第14条第2項に規定する規則で定める届出書は、様式第6号によるものとする。

(工事中止届等)

第11条 条例第15条第1項に規定する規則で定める届出書は、様式第7号によるものとする。

2 条例第 15 条第 2 項に規定する規則で定める届出書は、様式第 8 号によるものとする。

(既設ペット霊園の届出)

第 12 条 条例附則第 2 項に規定する規則で定める届出書は、様式第 9 号によるものとし、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) ペット霊園の所在地及び付近の略図
- (2) ペット霊園の施設の概要
- (3) 焼却施設を設置している場合は、焼却施設仕様書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

(表)

ペット霊園設置許可申請書

年 月 日

燕市長 様

申請者

住所

氏名 (法人にあつては名称) 及び代表者の氏名 ㊤

電話番号

ペット霊園を設置したいので、燕市ペット霊園の設置等に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

ペット霊園の名称					
ペット霊園の所在地					
ペット霊園の地目		ペット霊園の区域面積			m <sup>2</sup>
施設の概要	墳 墓	墓所面積	m <sup>2</sup>	区 画 数	区画
	納 骨 堂	構 造		延床面積	m <sup>2</sup>
		納骨設備数	個		
	焼却施設	構 造		焼却能力	kg/時
炉 数		基	m <sup>2</sup>		
申 請 理 由					
工事着手予定年月日		年 月 日			
工事完了予定年月日		年 月 日			

(裏)

添付書類

- (1) ペット霊園の所在地及び付近の略図
- (2) ペット霊園の所在地の更正図及び敷地の図面
- (3) ペット霊園の所在地の登記事項証明書
- (4) ペット霊園の利用計画図
- (5) ペット霊園の維持管理計画書
- (6) 焼却施設を設置（焼却施設の増設を含む。）しようとする場合は、焼却施設仕様書
- (7) ペット霊園の設置について、他の法令等により許認可等を必要とする場合は、それら許認可等の写し
- (8) 申請地の隣接地の所有者、使用者及び自治会の代表者のペット霊園設置の同意書。ただし、この同意書を添付できない場合は、その理由書
- (9) 申請者が法人の場合は、次に掲げる書類
  - ア 法人の登記事項証明書
  - イ 定款等の写し
  - ウ 許可申請に関して意思決定をした旨を証する書類
- (10) ペット霊園の造成又は建設を行う場合は、事業計画書、資金計画書、収支予算書及び墳墓等管理規則
- (11) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

（表）

ペット霊園変更許可申請書

年 月 日

燕市長 様

申請者

住所

氏名 { 法人にあっては名称 } ④  
及び代表者の氏名

電話番号

ペット霊園を変更したいので、燕市ペット霊園の設置等に関する条例第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

ペット霊園の名称		
ペット霊園の所在地		
許可年月日	年 月 日	
変更事項	(変更前)	(変更後)
変更理由		
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完了予定年月日	年 月 日	

(裏)

添付書類

- (1) ペット霊園の所在地及び付近の略図
- (2) ペット霊園の所在地の更正図及び敷地の図面
- (3) ペット霊園の所在地の登記事項証明書
- (4) ペット霊園の利用計画図
- (5) ペット霊園の維持管理計画書
- (6) 焼却施設を変更しようとする場合は、焼却施設仕様書
- (7) ペット霊園の設置について、他の法令等により許認可等を必要とする場合は、それら許認可書等の写し
- (8) 申請地の隣接地の所有者、使用者及び自治会の代表者のペット霊園設置の同意書。ただし、この同意書を添付できない場合は、その理由書
- (9) 申請者が法人の場合は、次に掲げる書類
  - ア 法人の登記事項証明書
  - イ 定款等の写し
  - ウ 許可申請に関して意思決定をした旨を証する書類
- (10) ペット霊園の造成又は建設を行う場合は、事業計画書、資金計画書、収支予算書及び墳墓等管理規則
- (11) その他市長が必要と認める書類



様式第 3 号（第 7 条関係）

ペット霊園設置（変更）許可書

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

燕市長 図

年 月 日付けで申請がありましたペット霊園の設置（変更）について、燕市ペット霊園の設置等に関する条例第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可します。

記

ペット霊園の名称			
ペット霊園の所在地			
施設 の 概 要	墳 墓	区 画 数	区 画
	納 骨 堂	納骨設備数	個
	焼却施設	炉 数	基
許可条件			

様式第 4 号（第 8 条関係）

ペット霊園工事完了届出書

年 月 日

燕市長 様

申請者

住所

氏名  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあつては名称} \\ \text{及び代表者の氏名} \end{array} \right)$  ㊤

電話番号

燕市ペット霊園の設置等に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	
許可番号及び許可年月日	第 号 年 月 日
工事完了年月日	年 月 日

様式第 5 号（第 9 条関係）

ペット霊園工事完了検査済証

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

燕市長 図

燕市ペット霊園の設置等に関する条例第 10 条第 2 項による検査の結果、同  
条例第 12 条に規定する構造設備の基準に適合していることを証する。

ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	
許可番号及び許可年月日	第 号 年 月 日
検査年月日	年 月 日

様式第 6 号（第 10 条関係）

ペット霊園承継届出書

年 月 日

燕市長 様

申請者

住所

氏名 { 法人にあっては名称 } ④  
及び代表者の氏名

電話番号

燕市ペット霊園の設置等に関する条例第 14 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	
許可番号及び許可年月日	第 号 年 月 日
承継年月日	年 月 日

様式第 7 号(第 11 条関係)

ペット霊園工事中止届出書

年 月 日

燕市長 様

申請者

住所

氏名 ( 法人にあっては名称 ) ④  
及び代表者の氏名

電話番号

燕市ペット霊園の設置等に関する条例第 15 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	
許可番号及び許可年月日	第 号 年 月 日
中止年月日	年 月 日

様式第 8 号（第 11 条関係）

ペット霊園廃止届出書

年 月 日

燕市長 様

申請者

住所

氏名  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあつては名称} \\ \text{及び代表者の氏名} \end{array} \right)$  ㊤

電話番号

燕市ペット霊園の設置等に関する条例第 15 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

廃止の区分	焼却施設（一部・全部）の廃止 ペット霊園の廃止
ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	
許可番号及び許可年月日	第 号 年 月 日
廃止年月日	年 月 日

様式第 9 号(第 12 条関係)

既設ペット霊園届出書

年 月 日

燕市長 様

申請者

住所

氏名 (法人にあっては名称) 及び代表者の氏名 ㊤

電話番号

燕市ペット霊園の設置等に関する条例附則第 2 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

ペット霊園の名称					
ペット霊園の所在地					
ペット霊園の地目		ペット霊園の区域面積			m <sup>2</sup>
施設の概要	墳墓	墓所面積	m <sup>2</sup>	区画数	区画
	納骨堂	構造		延床面積	m <sup>2</sup>
		納骨設備数	個		
	焼却施設	構造		焼却能力	kg/時
炉数		基	m <sup>2</sup>		
設置年月日		年 月 日			

添付書類

- (1) ペット霊園の所在地及び付近の略図
- (2) ペット霊園の施設の概要
- (3) 焼却施設を設置している場合は、焼却施設仕様書
- (4) その他市長が必要と認める書類